

定 款

2023 年 6 月 27 日改正

テルモ株式会社

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社はテルモ株式会社と称し、英文ではTERUMO CORPORATIONと表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、試薬およびこれらに関連する化学工業製品の製造、売買および輸出入。
- (2) 医療用機械器具、医療用品、その他医療機器、動物用医療機器および計量器の製造、売買、賃貸、修理および輸出入。
- (3) 食料品、飲料品および食品添加物の製造、売買および輸出入。
- (4) 電気機器、電子応用機器、測定機器、分析機器およびその他前各号に関連する機械器具の製造、売買、賃貸、修理および輸出入。
- (5) 前各号に関連する硝子、ゴム、合成樹脂および金属を材料とする製品の製造、売買、賃貸、修理および輸出入。
- (6) その他前各号に附帯関連する一切の事業および投資。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、30 億 3,800 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、その事業年度終了後に発行された新株については、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、当該新株発行時の株主名簿に記載または記録された株主をもって、前項の株主に加えて、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。
- 3 前2項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。
- 2 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し議長となる。
- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は、15 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

る。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集者および議長)

第 22 条 取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により取締役があたる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取

締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 30 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期末配当金）を支払う。

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

(附則)

第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第 100 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。